

第6条（協議）

本協定に定めのない事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙丙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者間で記名押印の上、各自1通を保管するものとする。または、電子契約にて成立を証する場合は、当事者間で署名捺印に代わる電磁的処理を施した電磁的記録を作成の上、各自保管するものとする。

令和5年3月28日

甲：埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市

狭山市長

剛 谷 野

乙：東京都中央区京橋3-6-18 東京建物京橋ビル3F
株式会社マーケットエンタープライズ

専務取締役 事業本部長

加 茂 知 之